

京都府市町村職員共済組合公報

第237号

令和4年10月3日

京都市上京区西洞院通下立売上ル
西大路町149番地の1
京都府市町村職員共済組合

公告第819号

京都府市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更したので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定により公告する。

令和4年10月3日

京都府市町村職員共済組合
理事長 河井規子

京都府市町村職員共済組合定款の一部変更について

京都府市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第9条第3項の表第1区の項中「相楽東部広域連合、」の次に「加茂笠置組合、淀川・木津川水防事務組合、」を加える。

第9条第3項の表第2区の項中「宮津与謝消防組合及び宮津与謝環境組合」を「宮津与謝消防組合、宮津与謝環境組合及び与謝野町宮津市中学校組合」に改める。

第33条第1項中「一般組合員」の次に「、短期組合員」を、「長期組合員」の次に「、後期高齢者等短期組合員」を加え、同条第2項中「第8項」を「第10項まで」に改め、同条中第8項を第10項とし、第6項及び第7項を2項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。

第33条第5項を次のように改める。

6 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等（法第2条第1項第2号に規定する

後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。)である組合員(次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。)とする。

第33条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。

第34条中「長期組合員」の次に「、後期高齢者等短期組合員」を加える。

第38条中「任意継続組合員」を「短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員」に改める。

第40条第1項の表を次のように改める。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000 分の 47.10	1,000 分の 8.74	1,000 分の 2.36	1,000 分の 47.10	1,000 分の 8.74	1,000 分の 2.36
短期組合員						
市町村長組合員						
特定消防組合員						
長期組合員	1,000 分の 2.35	—	—	1,000 分の 2.35	—	—
後期高齢者等短期組合員						
市町村長長期組合員						

別表中「相楽東部広域連合」の次に「加茂笠置組合」、「淀川・木津川水防事務組合」を、「宮津与謝環境組合」の次に「与謝野町宮津市中学校組合」を加える。

附 則

この変更は、令和4年10月1日から施行する。